平成２１年（フ）第１４８５号
さいたま市見沼区堀崎町1466番地　高橋コーポ102号
債務者　白戸　亜矢
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３５号
埼玉県川口市大字木曽呂730番地の１　ウッドハイムＡ―102号
債務者　酒井　佑介
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野１番６号　高橋ハイツ101
債務者　三井　義彦
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５７０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘１丁目６番10―102号　ピノコリーナ鶴ヶ島
債務者　久保　　亮
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８０号
埼玉県川越市富士見町20番地28カマダハイツＡ棟205号室、前住所埼玉県川越市岸町１丁目30番地51
債務者　坂本　　健
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９４号
埼玉県所沢市三ケ島４丁目2322番地の１
債務者　青野　國男
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６０１号
埼玉県所沢市大字山口5292番地　サイトヒル宮脇102
債務者　石丸　智行
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６０９号
埼玉県所沢市若狭４丁目2505番地の56
債務者　溝口　良子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目３番15号　鶴ケ岡コーポ11号
債務者　篠原ふみ子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１５号
埼玉県川越市大字寺尾764番地８ガーデンハイツΣ１―310号室
債務者　天田　　聡
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１７号
埼玉県狭山市大字上奥富75番地の６　アリュージュ新狭山103
債務者　岡野　絵理
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６４２号
埼玉県狭山市富士見１丁目10番16号　みのり荘202、前住所埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地１―14―305
債務者　宇津木美枝子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６４８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷124番地３　雇用促進住宅２―307号、前住所埼玉県飯能市大字青木155番地１　柳戸ハイツ101
債務者　鷲巣也寸志
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６２号
埼玉県入間市大字野田972番地
債務者　金井　輝幸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８９号
新潟県三条市西裏館３丁目６番61号
債務者　鴨井　香里
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１０５号
新潟県三条市石上３丁目16番30号
債務者　高橋奈緒美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４６５号
石川県金沢市三ツ屋町ハ56番地１　大寿荘15号室、住民票上の住所石川県金沢市尾張町１丁目８番８号
債務者　西谷　武夫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
金沢地方裁判所